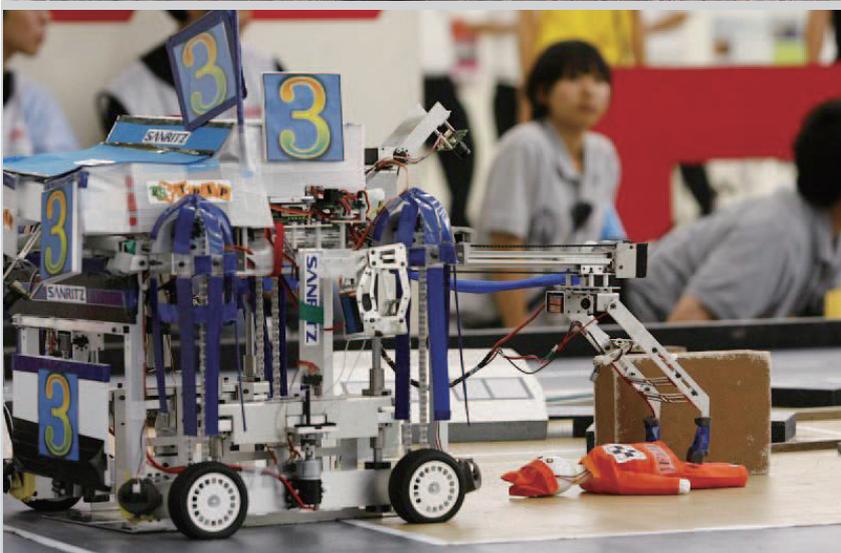
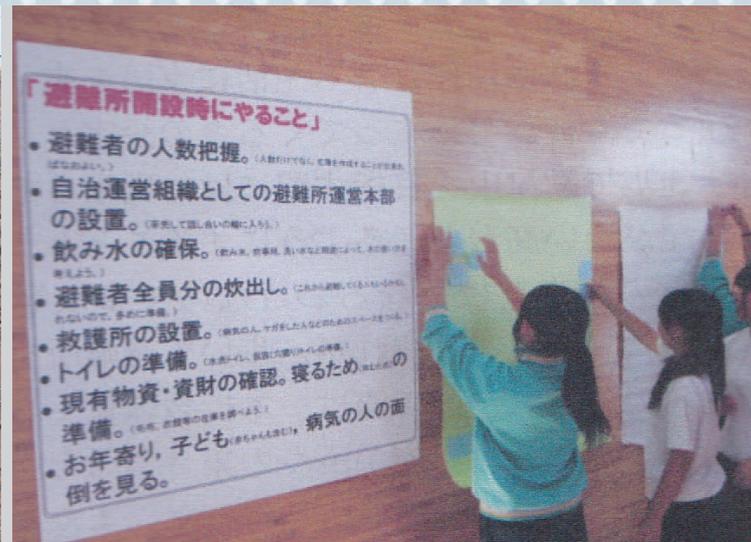


# 消防の動き



2013  
**11**  
No.511

- 「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会報告書」の公表
- 「屋外イベント会場等火災対策検討部会報告書」について



**FDMA**  
住民とともに

消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency



「認知症高齢者グループホーム等  
火災対策検討部会報告書」の公表 4「屋外イベント会場等火災対策  
検討部会報告書」について 6

平成25年11月号 No.511

巻頭言 「見送り」より「空振り」(国民保護・防災部長 室田 哲男)

## Report

ガソリン携行缶を安全に取り扱うための取り組み	8
震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び 手続きに係るガイドラインについて	10

## TOPICS

「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの 共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」の開催	12
津波被害現場用 消防車両の開発	13
第13回レスキューロボットコンテストにおける消防庁長官賞の授与について	14

## 先進事例紹介～消防の広域化

佐賀県 佐賀広域消防局 2度の広域化による消防力強化の実現	15
----------------------------------	----

## 先進事例紹介

避難所運営訓練を核とした防災教育の推進 (宮城県 南三陸町立歌津中学校)	17
---	----

## 消防通信～望楼

足利市消防本部(栃木県)／枚方寝屋川消防組合消防本部(大阪府)／ 中和広域消防組合消防本部(奈良県)／和歌山市消防局(和歌山県)	19
---	----

## 消防大学校だより

警防科(第93期)	20
危機管理・防災教育科トップマネジメントコース(第15回)	21
平成26年度 消防大学校教育訓練計画について	22

## 報道発表等

最近の報道発表について(平成25年9月26日～10月25日)	24
--------------------------------	----

## 通知等

最近の通知	25
広報テーマ(11月分・12月分)	25

## お知らせ

平成25年秋季全国火災予防運動	26
婦人(女性)防火クラブ活動の紹介と参加の呼びかけ	27
11月9日は「119番の日」 正しい119番緊急通報要領の呼びかけ ～迅速・確実な消防活動のために～	28
「救急の日2013」の開催	29
危険物安全週間推進標語の募集	31
危険物事故防止対策論文の募集	32
第17回消防防災研究講演会	33
大規模・特殊災害時における現場対応と消防科学技術の役割 ～今後の首都直下・南海トラフ地震への対応について～	



## ■ 表紙

本号掲載記事より

# 「見送り」より「空振り」



国民保護・防災部長 室田 哲男

災害時において、被害情報は「被災地の市町村が調査・収集→都道府県で取りまとめ→国」というルートで集められる。このため、東日本大震災発災時のように、庁舎が損壊し職員が被災するなどにより市町村の行政機能が大きく損なわれた場合、当然のことであるが被害情報は発信されないことになる。すなわち、大災害においては、「被害情報が無いところほど被害が大きい」ということが起こりうる。

危機管理の責任者は、災害応急対応に当たり様々な局面で判断が求められるが、その際は被害の全貌と対応する組織の能力について、出来る限り正確に把握することが望ましい。しかし、災害の規模が大きい程被害情報が入らない。

もちろん、都道府県や国が、現地にリエゾンを出すなどして、直接情報を収集することも必要だろう。しかし、災害応急対応、特に人命救助には、一刻の猶予も許されない場合が多い。情報が極めて限られる中でも、早急な判断を求められる場面も必ず出てこよう。

米国では、こうした場合における危機管理のトップに立つ者の行動原理として

- ・ 疑わしいときには行動せよ
- ・ 最悪事態を想定して行動せよ
- ・ 空振りは許されるが見逃しは許されない

という三つの原理（プロアクティブの原則）があるという。

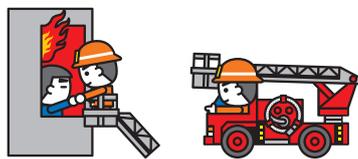
東日本大震災の発災後、「想定外」という言葉が頻繁に用いられたが、こういう時こそ、この三つの原理を貫徹することが重要である。

今年の夏から秋にかけて、全国各地で台風や局地的豪雨に伴う土砂災害や竜巻による被害が相次いだ。土砂災害は、降雨等との関係が明確でなく、時間や地点を特定した発生予測が困難である。また、竜巻については、竜巻注意情報的中率が低く、対象範囲が都道府県と広域であるなど予測精度が低い。

これらの災害から確実に住民の身を守るためには、時間的余裕を持って安全確保行動を促していく必要がある。しかしながら一方で、発生確度が低い段階で避難勧告・指示や命を守る行動の呼びかけを行えば、その分「空振り」が多くなってしまふ。このため、住民に「どうせ当たらない」ときちんと受け止めてもらえず、具体的な行動につながらなくなるおそれがある。

「どのタイミングで避難勧告等を行うか」は非常に悩ましい問題であるが、時機を失してしまい、「見送り」や「手遅れ」になることは許されない。市町村は、(特別)警報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報等に加え、前兆現象や周辺の災害発生状況などよりきめ細かな情報を入手のうえ、自ら適切に判断することが求められる。この際、具体的でわかりやすい判断基準を、事前に設定しておくことが重要である。

あわせて、日頃から早めに命を守る行動をとる必要性を住民に対し十分周知しておくことも必要である。こうした取り組みを通じて、結果として災害が起こらなかった場合でも、「空振りで良かった」と捉える考え方が、住民と市町村の間で共有・定着していくことが望まれる。



## 「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会報告書」の公表

### 予防課

#### 1 はじめに

消防庁では、平成25年2月8日に発生した長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を発足させ、認知症高齢者グループホーム等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきた。9月6日に公表した検討部会の報告書の概要を紹介する。報告書の全文については、消防庁のホームページ ([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2509/250906\\_1houdou/houkokusyo.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2509/250906_1houdou/houkokusyo.pdf)) を参照していただきたい。

#### 2 長崎県長崎市認知症高齢者グループホーム火災の概要

平成25年2月8日、長崎市の認知症高齢者グループホーム「グループホームベルハウス東山手」において、死者5名、負傷者7名という重大な人的被害を伴う火災が発生した。

火災の発生した建物は、昭和40年に建築された鉄骨造一部木造の地上4階建の建物であり、階段における堅穴区画が建築基準法令に不適合であった（図1参照）。また、消防法令に基づく消防用設備等は設置され点検も実施されていたが、一部誘導灯のバッテリー切れがあったほか、避難訓練は平成19年12月に実施以降、実施し



図1 火災建物（中央白の建物）の外観



図2 火災建物の平面図及び在館者の状況

（備考）「救出」とは施設の従業員又は近隣住民等が助け出したものであり、「救助」とは消防隊員が助け出したものである。

た旨の報告がなされていなかった。建物の平面図及び火災発生後の在館者の状況は図2のとおりである。

出火原因については、2階10号室の加湿器（火災の発生のおそれがあるとしてリコールの対象となっていたもの）から出火したものと推定される。

#### 3 全国の認知症高齢者グループホーム等に対する実態調査の概要

全国の消防本部において、自力避難が困難な者が入居等する施設であって、平成19年度の消防法施行令改正前にはスプリンクラー設備の設置義務がなかったものを対象として、施設の概要、スプリンクラー設備の設置有無等について、福祉部局と連携を図り緊急調査を行った。調査結果は表1のとおり。

#### 4 認知症高齢者グループホーム等における今後の火災対策のあり方

##### 1 認知症高齢者グループホーム火災に係る課題

自動火災報知設備の鳴動後に、火災通報装置の操作が行えず、施設からの通報がなされなかったほか、消防訓

**表1 高齢者福祉施設等におけるスプリンクラー設備の設置状況**

(275㎡未満の施設)	施設数	スプリンクラー設備			
		設置済		設置無	
施設総数	7,189	2,238	(31%)	4,951	(69%)
高齢者福祉施設	3,910	1,853	(47%)	2,057	(53%)
うち認知症高齢者グループホーム	2,082	1,544	(74%)	538	(26%)
障害者福祉施設	2,221	249	(11%)	1,972	(89%)
上記以外のもの	1,162	159	(14%)	1,003	(86%)

(備考) 平成25年2月消防庁調べ。1棟に複数の福祉施設区分が存在する棟がある等の理由により、内訳の合計が施設総数とは一致しない。

練が十分に実施されておらず、初期消火のための消火器が用いられなかった。また、防火区画が建築基準に不適合であったことについて、関係行政機関間で情報が共有されておらず、改善が図られていなかった。

## 2 ソフト面での対策

### (1) 従業員教育

認知症高齢者グループホームでは夜間の介助者が少なく、また、常に防火管理者が業務に従事している可能性も低いことから、全ての従業員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応することができるよう、採用時等定期的に教育を実施していくことが必要である。

### (2) 効果的な訓練の実施

火災発生時の初期対応は、施設の従業員が行うこととなるが、限られた人数及び時間の中で、初期消火、消防機関等への通報、入所者の避難誘導等を行うためには日頃の消防訓練が重要である。

## 3 ハード面での対策

### (1) 自動火災報知設備と火災通報装置の連動

本件火災における状況からみると、少人数の介助者で多数の認知症高齢者の避難誘導を行うことが求められる認知症高齢者グループホームの特性を踏まえると、自動火災報知設備と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようにすべきである。

### (2) スプリンクラー設備の設置基準の見直し

#### ①基本的な考え方

避難誘導に要する時間を確保するための具体的な対策として、従前は275㎡以上の施設のみに義務づけているスプリンクラー設備を、原則として全ての施設に設置するよう、設置対象を見直すべきである。

#### ②スプリンクラー設備の設置に係る例外の考え方

**表2 スプリンクラー設備の設置が免除される構造**

	具体的な構造	
	(1)延べ面積が275㎡未満のもの (2)に該当するものを除く。	(2) 1戸建て延べ面積が100㎡以下の1フロアのもので、かつ居室が3以下のもの
<b>例外1</b> 火災が発生しても火災が拡大しにくく、煙も生じにくいように措置されたもの	ア：延焼抑制構造の区画(①)を有する イ：壁・天井の不燃性が高い(②)ものとなっていること。 ※現行の延べ面積が275㎡以上1,000㎡未満のもので免除される要件と同様。	壁・天井の不燃性が高い(②)ものとなっていること。
<b>例外2</b> 例外1と同等の安全性を有するもの	ア：延焼抑制構造の区画(①)を有する イ：避難が容易な構造(③)を有するものとなっていること。	避難が容易な構造(③)を有するものとなっていること。

#### ①延焼抑制構造の区画

準耐火構造の床・壁で区画され、開口部の面積が一定以下で、当該開口部に自閉式等の防火戸が設けられており、区画された部分の床面積が100㎡以下で、居室が3以下のもの。

#### ②壁・天井の不燃性が高い

壁・天井のうち、地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料であり、その他の部分にあつては難燃材料であること。

#### ③避難が容易な構造

避難階のみに要介助者が入居している施設において、早期感知や屋外から直接に避難誘導できる経路の確実な確保が図られており、かつ、火災の影響が少ない時間内に介助者が入居者を屋外に避難させられることが個別に検証されたもの。

ただし、一定面積以下ごとに準耐火構造等で区画され、かつ、居室・廊下における延焼拡大が抑制された構造である施設については、スプリンクラー設備を用いずとも、火災時の避難誘導が有効に行われると想定されることから、現行の275㎡以上1,000㎡未満の施設と同様に、スプリンクラー設備の設置を不要としても必要な安全性は確保されるものとする。

## 5 おわりに

現行の消防法令上、高齢者福祉施設と同様の火災危険性があるものとして、消防法施行令別表第1(6)項口に掲げられている障害者施設等については、本検討部会の検討結果を踏まえつつ、別途設置した「障害者施設等火災対策検討部会」で火災予防対策の詳細について検討を進めていく。障害者施設等の取扱いについて結論が得られ次第、自動火災報知設備と火災通報装置の連動の原則義務化やスプリンクラー設備の設置基準の見直し等の必要な措置を講じてまいりたい。

#### 問い合わせ先

消防庁予防課設備係 鈴木係長  
TEL: 03-5253-7523

## 「屋外イベント会場等火災対策検討部会報告書」について

### 予防課

#### 1 はじめに

消防庁では、平成25年8月15日（木）京都府福知山市において死者3名、負傷者56名が発生した福知山花火大会火災を踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「屋外イベント会場等火災対策検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学大学院教授）（以下「検討部会」という。）を開催し、屋外イベント会場等における火災予防対策のあり方について検討を進めてきた。

10月4日（金）に検討部会の最終報告書が取りまとめられたことから、その概要を紹介する。

なお、報告書の全文については、消防庁のホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）を参照して頂きたい。

#### 2 福知山花火大会火災の概要

##### ・発生場所

京都府福知山市 由良川左岸（音無瀬橋下流約60m）

##### ・発生日時

出火時刻 平成25年8月15日（木）19時28分頃

覚知時刻 19時29分（警備中の消防隊及び見物人からの同時通報）

鎮火時刻 19時40分

##### ・焼損状況等

焼損程度：調査中

人的被害：死者3人、負傷者56人（うち重傷16人）

出火原因：調査中

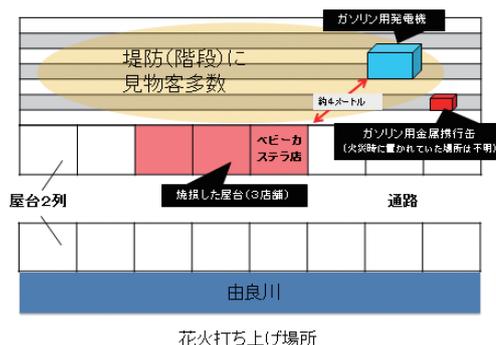
#### 3 福知山花火大会火災を踏まえた屋外イベント会場等の今後の火災予防のあり方

検討部会で取りまとめられた屋外イベント会場等の火災予防上の課題と今後の火災対策のあり方の概要は以下のとおりである。

##### 1 福知山花火大会火災を踏まえた屋外イベント会場等の火災予防上の課題

###### ○露店等の配置について

人的被害が拡大した要因の一つとして、花火を見物する観客席と火気を扱う露店、発電機及びガソリン携行缶の配置場所が近接していたことがあげられる。必ずしも、火災予防の観点から店舗の配置を確認する体



制がとられていないことが課題であると考えられる。

###### ○主催者等による火災予防の取組について

警備計画に消防に関することも記載されていたが、花火による火災発生への備えや救急対応に主眼がおかれた計画であった。

本火災のあった露店に対する火災予防上の指導體制についても明確ではなく、一般的に個々の露店に対する火気管理については、個々の露店主に委ねている場合もあることが課題であると考えられる。

###### ○消火準備について

本火災の消火活動は、現地警備中の消防団が可搬ポンプ及び河川の水を利用して実施し、速やかに消火したが、他の屋外イベント会場等において同様の対処ができるとは限らない。

なお、法令で火気を扱う屋外イベント会場等の消火準備に関する明確な規定がなく、福知山花火大会の各露店における消火準備の状況も不明である。

火気を扱う屋外イベント会場等において、消火準備の確保が徹底されていないことが課題である。

###### ○消防機関の事前把握について

本火災では、消防機関がイベントを事前に把握し、警戒態勢をとっていたが、火災危険性に応じて、消防機関が必要な情報を確実に把握することができ、必要に応じて指導ができるようにすることが課題である。

##### 2 課題を踏まえた必要な火災対策

今回のような火災被害を繰り返さないためには、火災危険性の高い屋外イベント会場等について、次のような屋外の防火管理の仕組みの構築を中心とするソフト面での対策及びハード面での対策等を総合的に講じることが



福知山花火大会火災現場の状況

必要である。

#### ○ソフト面での対策

##### ア 「屋外イベント会場等の防火管理」について

主催者等は、イベント全体の火災予防上の安全を確保する責務を果たすため、「屋外イベント会場等の防火管理」の仕組みを構築することが必要である。

具体的には、以下のこと等が考えられる。

- ・防火担当者を選任すること。
- ・露店等における火気器具等及び危険物の使用を把握すること。
- ・露店、観客席、観客の動線等の配置について火災予防上の安全を確保すること。
- ・火災が発生した場合の初動対応を整えること。
- ・露店において必要な消火準備がなされていることを確認するための体制を整備すること。また、必要に応じ、自ら消火準備をすること。

これらの「屋外イベント会場等の防火管理」については、消防機関が必要に応じて事前に指導することができるよう、事前に消防機関に届け出る仕組みを整備する必要がある。

また、火気器具等・ガソリン等の危険物の使用者は、適切に火気器具等・ガソリン等の危険物を取り扱うとともに、主催者等と協力して屋外イベント会場等の火災予防に努める必要がある。

なお、主催者等は、イベント全体の安全を確保するため、事前打ち合わせ等の機会を捉え、消火の準備、消火の訓練を促す等の防火教育を実施する等、火気器具等・ガソリン等の危険物の使用者の防火意識向上を図るための措置を講じることが望ましい。

#### イ 消防機関による指導

消防機関は、アの届出により多数の者が集まる屋外イベントを把握した場合においては、火気器具等の取扱い、消火準備、店舗の配置等その他の防火上必要な事項について指導を行うべきである。

また、必要に応じ現地におもむき、防火の体制が不十分な場合には、改善を図らせるべきである。

#### ○ハード面での対策

ソフト面での対策とあわせて実施することで十分な効果を得るため、火災危険性の高い屋外イベント会場等において火気器具等を取り扱う露店等を露店する者には、火災時における被害拡大防止の観点から火災危険性に対応した消火準備を義務づける必要がある。

#### ○その他必要な対策

##### ア 関係行政機関等との連携

消防機関は、火災危険性の高い屋外イベントについては、その計画段階から、事前打合せに積極的に参加する等、当該イベントの開催に関係する警察、道路管理者、河川管理者等の関係行政機関及び主催者等、イベント受託業者、イベント警備受託業者、露店出店団体等の屋外イベント関係者と情報を共有し、連携して対応するべきである。

#### イ 注意喚起

屋外イベント会場等で使用される火気器具等・煙火・ガソリン等の危険物は、取り扱いを誤ると甚大な被害が生じるおそれがあることから、主催者等、イベント受託業者、イベント警備受託業者及び消防機関は、観客に対し、これらがある場所にみだりに近づかないようにすること等の注意喚起を行うことが望ましい。

また、消防庁は、火気器具等・煙火・ガソリン等の危険物は、取り扱いを誤ると甚大な被害が生じるおそれがあることを改めて周知するべきである。

## 4 おわりに

消防庁は、検討部会で必要とされた火災対策について、今後、消防法施行令や火災予防条例（例）の改正などの措置を講じる予定である。

これらの改正がなされるまでの間、消防機関においては、検討部会報告書や消防庁の通知を踏まえ、火災予防上の指導を実施することが望まれる。

また、屋外イベントの主催者等や露店の関係者においては、火気器具等や危険物の適切な取り扱いや配置についてあらかじめ確認するとともに、積極的に消防機関の指導を求め、それに従い、消火準備をした上で、火災予防上安全なイベントとなるよう、最大限努力することが期待される。

#### 問い合わせ先

消防庁予防課 増沢、古賀  
TEL: 03-5253-7523 (直通)

# ガソリン携行缶を安全に取り扱うための取り組み

## 危険物保安室

### 1 はじめに

平成25年8月15日（木）京都府福知山市において発生した福知山花火大会火災において、ガソリン携行缶が炎天下に長時間置かれていたことに加え、ガソリン発電機の排熱を浴び続け、高温になっていたことが多くの被害者を出した原因である可能性があることから、ガソリン携行缶を安全に取り扱うための検討を実施した。

### 2 ガソリン携行缶の使用上の留意事項

ガソリンは揮発性が非常に高く、蒸気は空気より重いため、低温環境下においてもガソリン携行缶の蓋を開けると可燃性蒸気が出て、静電気火花のような小さな火源でも火災になる可能性があることがわかっている。

また、消防研究センターが行った夏季にガソリン携行缶を直射日光の当たる場所に置いた実験等から、携行缶内の液温は約55℃まで上昇するとともに携行缶内圧も上昇することがわかっており、その状態でガソリン携行缶の蓋等を開放するとガソリン内部に気泡が発生（低沸点成分が沸騰）し、大量の可燃性蒸気が携行缶外に排出されることもわかっている。

さらに発電機の排気口近傍にガソリン携行缶を置いた実験等では、携行缶内の液温は約90℃まで上昇し、その状態で蓋等を開放すると激しい突沸現象が起きて、大量のガソリンが開口部から噴き出す危険性が高いこともわかっている。

これらのことを踏まえ、ガソリン携行缶を安全に取り

扱うための留意事項について次のとおり、10月4日に全国の消防機関に対して通知した。

#### 1. ガソリン携行缶は、直射日光の当たる場所や高温の場所に置かないこと

夏季はもちろん、それ以外の時期でも直射日光の当たる場所や高温の場所にガソリン携行缶を置くと、ガソリン液体又は可燃性蒸気が大量に噴き出す可能性があるため、日陰の風通しの良い場所にガソリン携行缶を置くことを徹底する必要がある。

なお、ガソリン携行缶の蓋やエア抜きを締め方が緩いとガソリン携行缶周辺に可燃性蒸気が出続けて危険なので、使用後は確実に締めることも重要である。

#### 2. ガソリン携行缶を取り扱う場合は、周囲の安全確認とエンジン停止を徹底すること

ガソリン携行缶を取り扱う場合は周囲に火源になりそうなものがないことを確認するとともに、万が一、火災になっても延焼拡大や人的被害が生ずるおそれがないことを確認する必要がある。特にガソリン携行缶を用いて発電機等にガソリンを注油する際には、ガソリン携行缶の蓋を開ける前に発電機等のエンジンを停止することが必要である。

#### 3. ガソリン携行缶の蓋を開ける前に、エア抜きを行うこと

日陰の風通しの良い場所にガソリン携行缶を置いてあっても、外気温の上昇に伴いガソリン携行缶内の圧力が高くなっている可能性があり、ガソリン携行缶の蓋の開放に伴い可燃性蒸気が噴き出す可能性があることから、ガソリン携行缶の蓋を開ける前に、少しずつエア抜きを行うことが望ましい。また、エア抜きはガソリンをスムーズに注油するための空気取り入れ口を確保する意味でも有効なので、エア抜きのあるガソリン携行缶にあっては注油前に積極的にエア抜きを行うよう広

報することが重要である。

ただし、直射日光や発電機の排気口等によりガソリン携行缶が暖められている場合は、ガソリン携行缶の蓋の開放のみならずエア抜きも厳禁である。直ちにガソリン携行缶を周囲に火気や人がいない日陰の風通しの良い場所に移動させ、ガソリン温度が常温程度まで下がる6時間程度はおいた後に、ゆっくりとエア抜きをすることが必要である。なお、ガソリン携行缶内部が高温・高圧になっている場合は、ガソリン携行缶の外側が熱くなっていたり、ガソリン携行缶の蓋が固く開けにくくなっている場合があることにも留意されたい。

### 3 ガソリン携行缶の使用上の注意喚起

今回の火災を踏まえ、ガソリン携行缶を安全に取り扱うために更なる注意喚起が求められているが、危険物保安技術協会で開催された「ガソリン携行缶の使用上の注意事項に関する検討会」（委員長：須川修身 諏訪東京理科大学教授）において、ガソリン携行缶のユーザーに特に注意すべき事項についてガソリン携行缶本体にシール等により表示することが提言された。

消防庁としても、このような注意表示は危険物保安技術協会の試験確認を受ける携行缶に限らず、全てのガソリン携行缶についてこれを安全に取り扱う上で有効なものと考え、10月4日にガソリン携行缶の製造販売に関係する業界団体に対して、ガソリン携行缶のユーザーに特に注意すべき重要な事項及び注意表示の方法等の留意事項を次のとおり周知し、当該注意表示がなされたガソリン携行缶の製造・販売の取り組みへの協力について要請した。

また、ガソリン携行缶以外のミニドラム等の小型危険物容器であって、一般の者がガソリンを収納することを目的としているものであっても、同様の表示がなされるよう併せて要請した。

#### 1. ガソリン携行缶のユーザーに特に注意すべき重要な事項

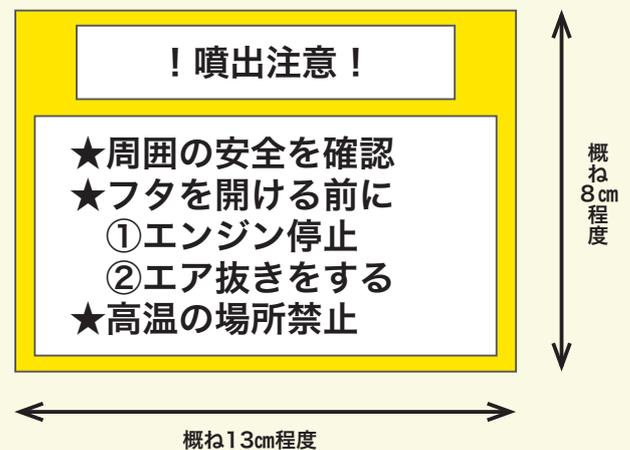
福知山市花火大会火災の状況等を踏まえ、ガソリン携行缶のユーザーに特に注意すべき重要な事項は、次のとおりであること。

- ・ガソリンの噴出に注意すること。
- ・直射日光の当たる場所や高温の場所で保管しないこと。
- ・周囲の安全を確認すること。
- ・フタを開ける前にエンジンを停止すること。
- ・フタを開ける前にエア抜きすること。

#### 2. 注意表示の方法

1に示した注意事項の旨をガソリン携行缶の注油口付近の目立つ場所に判読しやすい大きさのシール等により表示することが望ましいこと。

##### 【注意表示の例】



### 4 今後の対応

消防庁では、関係団体と連携してガソリン携行缶本体の注意表示の充実等、より安全にガソリン携行缶が取り扱われるための取り組みをさらに進めることとしている。

##### 問い合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物施設係 中嶋  
TEL: 03-5253-7524

## 震災時等における危険物の 仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続きに係 るガイドラインについて

危険物保安室

### はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いた給油・注油や、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵など平常とは異

なる対応が必要になり、消防法第10条第1項ただし書に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

このような状況を踏まえ、消防庁では平成24年度に「東日本大震災を踏まえた危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に係る検討会」を開催して東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態を調査するとともに、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について検討を行ったところです。

今般、当該検討会の検討結果を踏まえ、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインを策定し、地方公共団体の防災部局及び消防機関に対し通知しました。（「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日消防災364号・消防危171号）

## 2 ガイドラインの内容

ガイドラインの内容については次のとおりです。

### 第1 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策

震災時等において、安全を確保した上で迅速に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認をするに当たっては、管轄地域において震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、震災時等の被害状況及び想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態について検討させるとともに、当該臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態に応じて講ずべき安全対策を併せて検討させ、具体的に計画しておくよう求めることが必要です。

#### 1 共通対策

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| (1)危険物の取扱場所（可燃性蒸気対策） | (7)消火設備の準備               |
| (2)保有空地の確保           | (8)取扱い場所の管理              |
| (3)標識等の設置            | (9)危険物取扱者等の立会い等          |
| (4)流出防止対策            | (10)二次災害の発生防止            |
| (5)火気使用の制限           | (11)安全対策を講じる上で必要な資機材等の準備 |
| (6)静電気対策             |                          |

#### 2 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| (1)ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い    | (3)移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等 |
| (2)危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り |                       |

### 第2 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きに関する留意事項

震災時等において被災地では、交通手段や通信手段が十分に確保できないことに加え、消防機関側の人員の確保が困難となる等により、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認手続きが遅れる可能性があります。消防機関等は、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きを円滑に実施するため、次の事項について検討しておくことが重要です。

- |                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| (1)危険物の仮貯蔵・仮取扱いの実施計画（図1、図2） | (3)通信手段等の確保が困難な場合の手続き |
| (2)電話による承認                  | (4)繰り返し承認             |

### 第3 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

震災時等に危険物施設において必要となる臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、前述の第1、第2を参考とするとともに、次の事項に留意する必要があります。

#### 1 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

#### 2 事前の対応

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| (1)許可内容への内包  | (3)緊急時対応用資機材の準備 |
| (2)予防規程への記載等 |                 |

#### 3 発災後の対応

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| (1)緊急対応    | (3)異常時の対応            |
| (2)施設の応急点検 | (4)臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの停止 |

### 第4 その他

- 1 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いについて
- 2 危険物の仮貯蔵・仮取扱いになる手数料の減免措置について

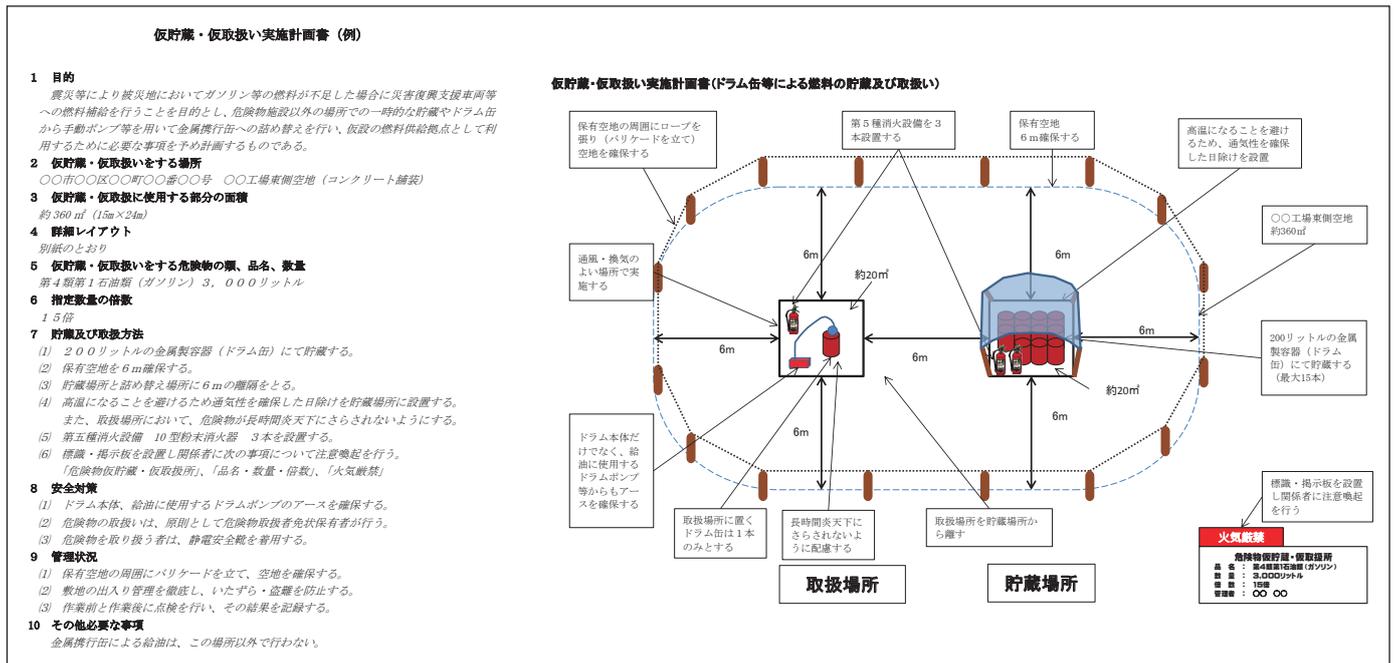


図1 仮貯蔵・仮取扱い実施計画書 (ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱いの例)

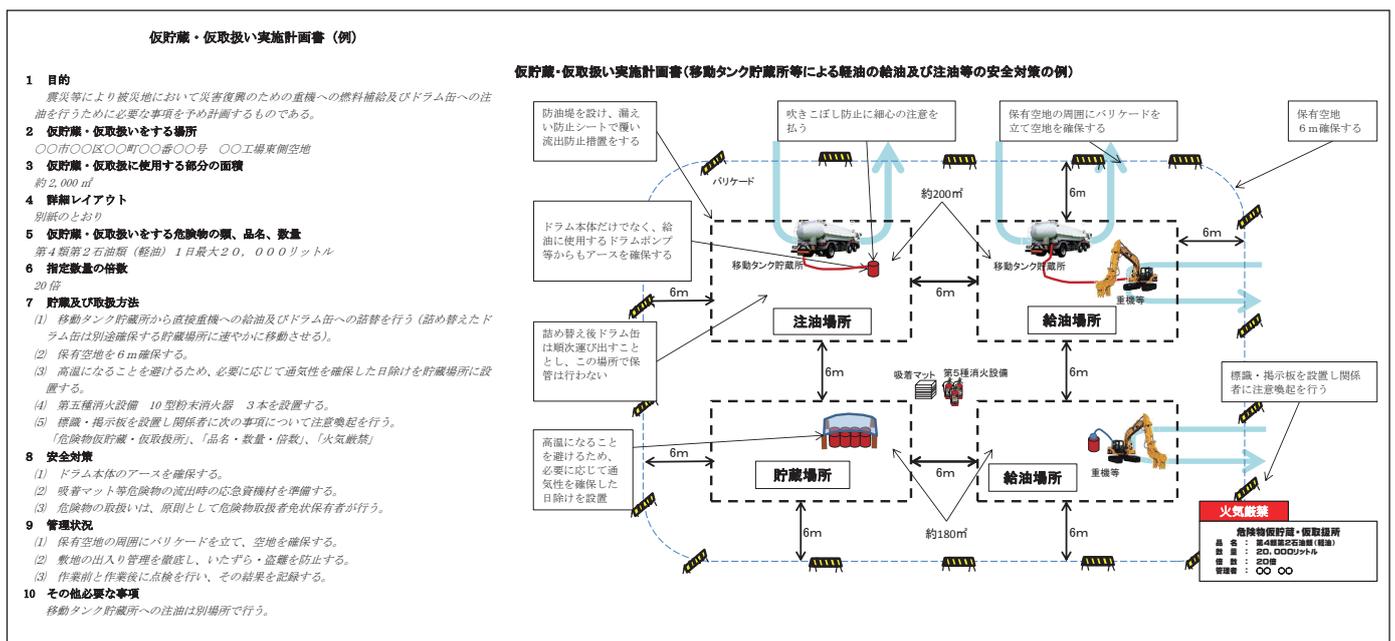


図2 仮貯蔵・仮取扱い実施計画書 (移動タンク貯蔵所等による軽油の給油及び注油等の安全対策の例)

### 3 おわりに

本ガイドラインの全文については、下記URLに掲載されています。

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251003\\_sai364\\_ki171.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251003_sai364_ki171.pdf))

消防機関においては、本ガイドラインを震災等の際の危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用にご活用いただくとともに、震災等の際の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される申請者に対し、実施計画の積極的な策定指導に取り

組んでいただきますようお願いいたします。

また、地方公共団体の防災部局においては、震災時等においては、避難所の非常用電源・暖房設備等への円滑な燃料供給等において危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請者となる場合もあることから、必要に応じ実施計画の策定に取り組んでいただきますようお願いいたします。

**問い合わせ先**

消防庁危険物保安室 中嶋、森  
TEL: 03-5253-7524

# 「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」の開催

## 危険物保安室

### 1. 背景・目的

給油取扱所内に天然ガス自動車の天然ガス充てん設備を設置する場合、万が一ガソリン流出事故が発生した場合における火災安全の観点から、消防法令の規定により、天然ガス充てん設備は給油取扱所の給油空地（※）外に設置することとされています。

一方、規制改革会議において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースの共用化が国際先端テストの議題として取り上げられ、平成25年6月14日に、「消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。（平成25年度検討開始、平成27年結論、結論を得次第措置）」ことが閣議決定されたところです。

これを受け、消防庁では「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」を開催し、天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化するために必要な安全対策のあり方について検討することとし、8月29日に第1回目の検討会を開催しました。

※給油空地とは、自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有する等の要件を満足する停車スペース。

### 2. 検討項目

検討会では、主に次の項目について検討を行います。

- ・天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る火災危険性に関する事項
- ・天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する事項

### 3. 第1回検討会の内容

第1回検討会では、検討の経緯、国際先端テストでの議論等について事務局からの説明、質疑応答が行われた後、今後の検討方針等について審議が行われました。

### 4. 検討会のスケジュール

- ・第1回 平成25年8月29日
- ・第2回 平成26年1月（予定）
- ・第3回 平成26年3月（予定）

### 天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会構成員

（敬称略・五十音順）

#### 【座長】

林 光一 青山学院大学 理工学部 教授

#### 【委員】

宇佐美 三郎 全国石油商業組合連合会 理事  
 太田 剛行 一般社団法人日本自動車工業会 安全部会防火分科会委員  
 大谷 英雄 横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授  
 川田 等 危険物保安技術協会 企画部長  
 清水 秀樹 石油連盟 給油所技術専門委員会委員長  
 高橋 俊勝 川崎市消防局 予防部 危険物課長  
 塚目 孝裕 消防研究センター 技術研究部特殊災害研究室長  
 鶴田 俊 秋田県立大学システム科学技術学部 教授  
 原 裕一 一般社団法人日本自動車工業会 排ガス・燃費部会 代替燃料分科会 NGV-WG委員  
 平瀬 裕介 一般財団法人日本ガス協会 天然ガス自動車室長  
 堀 信之 大阪市消防局 予防部 規制課長  
 松崎 敏志 日本ガソリン計量機工業会  
 松本 一哉 高圧ガス保安協会 高圧ガス部長  
 三石 洋之 一般財団法人日本自動車研究所 FC・EV研究部次長  
 山口 克己 東京消防庁 予防部 危険物課長



#### 問い合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物施設係 中嶋  
 TEL: 03-5253-7524

# 津波被害現場用 消防車両の開発

## 消防研究センター

消防研究センターでは、津波被害現場において消防活動を行うことが可能な小型の消防車両（消防ポンプ自動車、救助工作車、救急車）を開発しています。（右写真）

東日本大震災の津波被害現場では、がれきの上等に救助を必要とする多くの被災者が取り残されると同時に、多数の火災が発生しました。この津波被害現場では、水が引いた陸上にながれきが散乱している場所と海水に浸水し、かつがれきが浮遊している場所が広範囲に混在し、陸上走行を想定している多くの消防車両では、進入が困難な状況にありました。

そこで、ゴムボートや民間の方が保有しているジェットスキーなどが利用されましたが、これらの資機材の動力となる、船外機やウォータージェットは、がれき中での使用は故障の原因になるため、使用するには困難な場面もありました。また、陸上にながれきが散乱している場所では、これら水上用の資機材を浸水している場所まで搬送するのも困難な状況にありました。

消防研究センターでは、これらの課題を解決する津波被害現場用の消防車両開発を、東日本大震災直後の平成23年の夏より始めました。開発にあたり、被災地及び緊急消防援助隊で活動した消防本部に、現場活動時の状況や開発車両に対する要望のヒアリングを行い、小型で取り回しがしやすく、がれき走行が可能な水陸両用車が望ましいとの要望をいただきました。

水陸両用車を一から開発するには、多くの手間と時間が必要になり、今後発生が予測されている巨大地震までに間に合わない可能性があります。そこで、ベースとなる水陸両用車は、縦3.23m、横1.53m、高さ1.30m、重量641kgと軽4輪と同程度大きさの小型車で、ほぼそ



消防ポンプ自動車



救急車



救助工作車

### 開発中の津波被害現場用消防車両

の場で360度回転が可能と小回りが利き、左右計8本のタイヤで悪路走行も可能な水陸両用車（カナダ製）を活用することになりました。

研究開発では、ベース車両を用いて消防機関での津波被害現場を想定した実証検証等を行い、現場活動に必要な性能を明らかにして、平成24年度までにプロトタイプを完成させました。プロトタイプは、消防ポンプ自動車（可搬ポンプB-2級、放水銃4本搭載）、救助工作車（水上がれき登坂装置、水上がれき用足場、バックボード搭載）、救急車（免振ストレッチャー搭載）等です。また、ベース車両の弱点である水上推進力や防水機能の向上、パンク対策等の研究も行っております。

今後消防機関等での試験運用を経て、平成27年度完成を目指して開発を進めて行く予定です。

#### 問い合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室  
TEL: 0422-44-8331

# 第13回レスキューロボットコンテストにおける 消防庁長官賞の授与について

消防技術政策室  
消防研究センター

## 1. レスキューロボットコンテストの開催について

平成25年8月10日(土)～11日(日)に、神戸サンボーホール(兵庫県神戸市)で第13回レスキューロボットコンテストが開催されました(消防庁特別共催)。

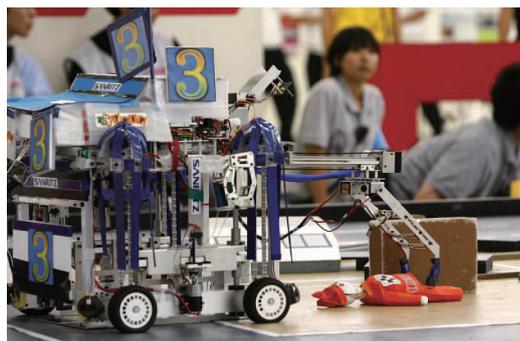


第13回レスキューロボット  
コンテストポスター

消防庁では、自治体消防制度60周年の記念事業として第8回(平成20年)から消防庁長官賞を設け、救助活動において、要救助者の負担を軽減するための先進的な科学技術を導入するという観点から選定し、表彰を行うことにより、今後の消防防災活動を支えるレスキューロボットの研究開発・実用化の推進に寄与しています。

## 2. レスキューロボットコンテストとは

日本におけるレスキュー技術の研究においては、平成7年の阪神・淡路大震災から得られた教訓を踏まえて、救命救助機器の技術的課題に関する様々な検討が行われました。この中で、ロボット技術の研究は活発になり、大きく発展しました。それらロボット技術の中からは、東日本大震災における福島原子力発電所事故の調査活動に活用されているものもあります。



要救助者(ダミー人形)の救出にあたる  
「大工大TECFER」3号機

レスキューロボットコンテストは、参加者が製作したロボットでコンテストの課題(ガレキに埋もれた要救助者の救助)に取り組むことで、レスキュー活動の重要性や難しさについて自ら考えるとともに、将来的にレスキュー機器の開発に携わる青少年を育成することや、防災やレスキューの必要性について広報することを目的としています。

## 3. 消防庁長官賞受賞チーム

今回の消防庁長官賞は、大阪工業大学が製作した「大工大TECFER」が受賞し、コンテスト本選当日に渡邊洋己消防庁消防研究センター所長から表彰状と盾が授与されました。

「大工大TECFER」は、特色ある救出機を揃えることで様々な状況に応じた救出活動が可能となるよう機体制作を行い、受賞理由としては、各種センサーを用いて、安定でスムーズな救助動作を行って確実に迅速に搬送し、要救助者の負担を大きく軽減する重要な点を実現していたことが高く評価されたものです。



大阪工業大学「大工大TECFER」(消防庁長官賞受賞)  
後列左端 土井智晴 レスキューロボットコンテスト実行委員長  
後列右端 渡邊洋己 消防庁消防研究センター所長

コンテスト当日の詳細については、  
レスキューロボットコンテスト公式ホームページ  
<http://rescue-robot-contest.org/index.html>  
を参照ください。

### 問い合わせ先

消防庁消防技術政策室 福田  
TEL: 03-5253-7541

# 先進事例 紹介

消防の広域化

## 2度の広域化による消防力強化の実現

佐賀県 佐賀広域消防局

### 管内の概況

当消防局は、佐賀県の中央部に位置し、北は脊振山系を境に福岡市と隣接しており、南は有明海に面しています。

管内は、佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町の4市1町で構成されており、管轄面積793.15km<sup>2</sup>のうち、北部の山間部が約30%、西部の盆地が約11%であるのを除くほとんどが平坦な平野からなり、宅地・道路などの都市的利用以外は農地などの自然的利用とされていることから、春から夏にかけては緑のじゅうたんを敷き詰めたような田畑の景色を見ることができます。

消防現勢は、人口352,451人、世帯数135,147世帯、消防職員数425人、署所数6署3分署4出張所となっています。

### 広域化に至る経緯

平成6年、総務省消防庁から消防の広域再編が提言され、佐賀県においては、平成7年、『佐賀県における常備消防の広域化に関する報告書』を策定。平成8年に消防広域化検討委員会を立ち上げ、平成9年に『佐賀地域常備消防の広域化に関する報告書』を作成、より質の高い消防サービスを目指した消防力の強化、充実を図るため、広域消防圏単位の広域化が望ましいとされました。

これを受け、佐賀市を中心とした5消防本部（18市町村）において消防の広域化に係る検討が行われ、平成10年、佐賀市、多久市、佐賀郡及び小城地区の4消防本部（12市町）の管轄において広域化の合意がなされ



広域化基本合意調印式の様子

たが、神埼地区消防事務組合（6市町村）を含む広域化の合意には至らず、平成12年4月に神埼地区を除く4消防本部において佐賀広域消防局が設立されました。

その後、平成18年に、総務省消防庁から『市町村の消防の広域化に関する基本指針』が示されたことで、佐賀県では、平成19年から消防広域化再編を検討し、平成23年5月に県内を5消防本部とする『佐賀県消防広域化推進計画』が策定されました。

平成21年2月、神埼地区消防事務組合から佐賀中部広域連合に合併推進協議の申し入れがなされたことにより、平成23年4月、佐賀中部広域連合（佐賀広域消防局）、神埼地区消防事務組合及び関係市町による『佐賀中部広域連合内常備消防広域化検討委員会』が設置され、消防力、人事及び財政面について、課題の分析を行い、消防行政運営の効率化と基盤の強化等を目的として検討し、平成23年10月、『佐賀中部広域連合及び神埼地区消防事務組合の統合に関する報告書』が策定されました。

その結果、佐賀中部広域連合と神埼地区消防事務組合の統合は、住民にとって広域化のメリットが十分に期待でき、また、課題解決の方針が整ったことから、消防組織法第34条第1項に規定されてい



る広域消防運営計画を作成、この計画にもとづき、平成25年4月1日に再広域化を果たしました。

## 広域化の効果

今回の広域化は、平成18年総務省消防庁が示した『市町村の消防の広域化に関する基本指針』に基づくものであり、その目的である消防力の強化と住民サービスの向上、消防行政運営の効率化と基盤の強化等を理念として取り組みました。

広域化による効果は次のとおりです。

### 1 住民サービスの向上

- (1) 災害時における初動体制の強化
- (2) 統一的な指揮下での部隊運用
- (3) 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

### 2 人員配置の効率化と充実

- (1) 本部機能統合等の効率化による現場要員の増強
- (2) 予防、救急業務の高度化及び専門化

### 3 消防体制基盤の強化

- (1) 財政規模拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- (2) 組織の規模拡大に伴う適切な人事ローテーションによる活性化

特に、職員数については、削減することなく両消防本部の定数を引き継ぐことにより、現場要員の増強を図り、2つの出張所を増設することになりました。

## 現在の取組

広域後、消防力の強化と消防行政の円滑化を目指すため、国の広域化支援対策（緊急防災減災事業債、防災対策事業債など）を活用し、次の事項に取り組んでいます。

- ①消防団との連携強化を目的とした訓練指導や連携体制の見直し
- ②新たに隣接となった消防本部との交流促進
- ③広域消防運営計画に基づく老朽化した庁舎の建替え及び車両・設備の更新（3消防署、1出張所）

## まとめ

最後に広域化に伴うデメリットとその対応は次のとお



消防学校AFTを活用した局内警防技術発表会



外部評価者を招いての局内救急演習会

りです。

- ①管轄面積拡大による地理不案内  
⇒異動直後の地水利調査の徹底
- ②各消防団への情報伝達方法の違い  
⇒防災行政無線、メール配信などの活用
- ③広域人事異動による職員のストレス  
⇒定期人事異動や自己申告、人事相談の導入

平成12年以降、消防広域化の先進地として全国から50近くの消防本部、議会関係者の視察を受け入れてきました。

広域化の最大の目的は消防力強化と住民サービスの向上であるということを考えれば、広域化の目的を十分に具現しているものと考えています。

今後もこの広域化のメリットを十分活かして住民の皆さんの安全・安心な暮らしができるよう努めてまいります。

# 避難所運営訓練を核とした防災教育の推進

宮城県 南三陸町立歌津中学校

## 活動の目的

本校防災教育の核として「避難所運営訓練」を設定し、地域ぐるみで防災教育を推進、災害時には自分の命を守り、自らの役割を果たす生徒の育成を目指している。「避難所運営訓練」のねらいは、避難所を運営するという疑似体験をすることによって、

- ①一人一人が家族や地域のために働くという役割があることを感じ取らせることによって、災害発生（発災）時には、必ず生き残らなければならないという考えを強くもたせる。
  - ②発災時には人に迷惑をかけずに、自らの役割について積極的に考えられるようにする。
  - ③自らの役割を自覚し、その役割を主体的に果たすことによって、発災時における心構えをもてるようにする。
  - ④人と協力し、力を合わせることの大切さについて体得させる。
- ことにある。

## 活動の内容

本校では平成23年11月に、全校生徒からなる「歌津



中学校少年防災クラブ」を発足させ、津波などの災害に強いまちづくりを目指して総合的な学習の時間等を使って防災教育を推進している。

取り組みとしては、南三陸消防署歌津派出所の所員の方々のご指導のもと、5月初めから9月にかけて、規律訓練、救急救命法訓練、応急処置法訓練、傷病者搬送訓練、がれき撤去訓練、穴掘り訓練、薪を使つての炊き出し訓練を行う。その後、これらの訓練を総合し、災害時に実際に活用できる力を付けるための訓練として10月に「避難所運営訓練」を行っている。

この「避難所運営訓練」は、大人の訓練に子どもが参加するものではなく、生徒が大人になったことを想定して、生徒が主体となって行う訓練である。生徒が大人になった時に、再び災害に見舞われても、協力して地域を守ることができることを目指している。なお、教員の関わりとしては、生徒の安全面に配慮するとどめ、極力本番での指導は行わず、失敗も反省に生かせるようにするといったスタンスで取り組んでいる。

以下に「避難所運営訓練」の具体的な内容を記す。

- 自宅から歌津中学校避難所への徒歩避難（徒歩登校）
- 避難者の把握（名簿づくり、避難者の健康状態の把握等）

- 避難所自治組織の立ち上げ（代表者の選定、関係諸機関の代表（役場、消防、学校、消防団など））
- 各地の被害状況の情報収集、役場や消防本部、県庁などへの状況報告、救援依頼訓練（大きな地図を準備、浸水地域等災害の状況を記載）
- 炊き出し等、給食に関する訓練（調理器具・食材の準備、かまどづくり、炊飯、配膳・分配、支援

食品の分配など)

- 衣類・寝具等に関する状況把握・調達訓練
- 避難所の整備（パーティション等の製作、清潔保持の工夫、トイレ等の準備、防寒対策等）
- 要救助者の救助訓練（救急救命、応急処置、搬送等）
- 保健医療的な準備（スペースの確保など）
- 傷病者への応急処置
- 消火訓練（ポンプの活用、バケツリレーなど）
- 避難困難者（小学生を想定）の避難支援訓練
- 支援が必要な避難民（老人、幼児、妊婦等）への対応
- 道路等の瓦礫撤去など、復旧に係る作業の訓練（土嚢づくり、穴掘り訓練など）

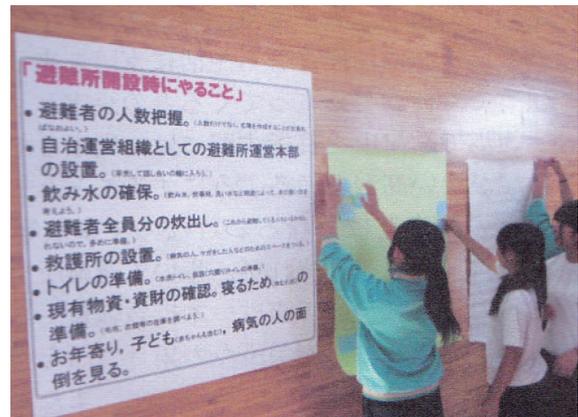
## 今後の取組

将来における防災力の向上に関して、学校独自の活動には限度があり、昨年度「歌津中学校区防災協力者会議」を設置した。これは、学校をはじめとして、南三陸消防署、南三陸町役場、南三陸消防団や地元団体等のメンバーを構成員とし、具体的、効果的な防災教育及び防災管理・組織活動を推進することを目的としている。

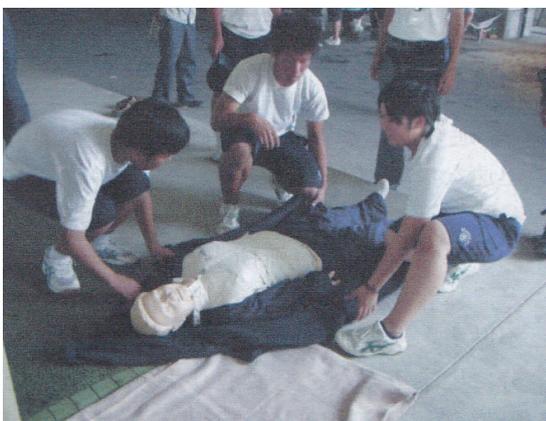
今後も、避難所運営訓練を核とした防災教育を推進するにあたり、地域ぐるみで防災力の向上に取り組む中で、災害時には自分の命を守り、自らの役割を自覚し果たす生徒を育成していきたい。



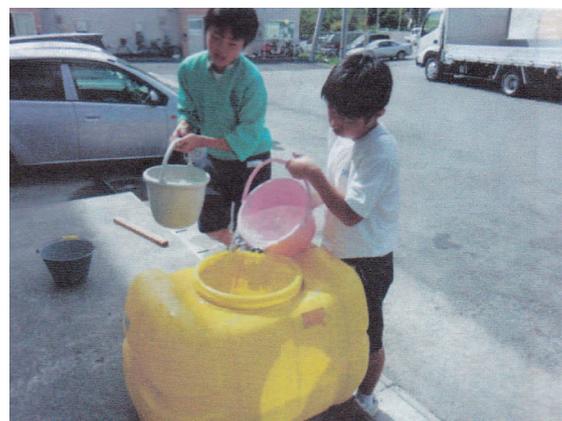
吹き出し訓練



「避難所開設時にやることリスト」の掲示



要救助者の搬送準備



トイレ用水の確保

## 平成25年度栃木県・足利市総合防災訓練

### 足利市消防本部

平成25年9月1日の「防災の日」に、「平成25年度栃木県・足利市総合防災訓練」が足利市渡良瀬運動場で開催されました。

今回の訓練は、約100機関・団体から1,500名余りが参加し、「防災関係機関が相互に緊密な連携を図りつつ、より実践的かつ具体的な訓練を行う」ことに重点が置かれました。

消防・警察・自衛隊が実際に連携しながら訓練を行ったことで、各機関の部隊編成、装備、特性を知ることができました。この経験を生かし、有事の際は効果的な部隊運用等の調整が図れるものと確信しました。



防災総合訓練の様子

## 少年消防クラブが防火看板の取替えを実施しました！

### 枚方寝屋川消防組合消防本部

平成25年10月19日、当消防本部枚方東消防署の少年消防クラブが枚方市内の津田山で防火看板の取替え活動を実施しました。今回、クラブ員は生駒山系に位置し国見山山頂に向かう津田山ハイキングコースを登山しながら、各所に掲示されている防火を呼びかける看板の取替え作業を行い、山林火災の予防を願うとともに予防活動に貢献しました。

活動後、枚方市野外活動センターのキャンプ場で飯盒すいさん（カレー作り）を体験し、力を合わせて作ったおいしいカレーを食べ、疲れた身体を癒しました。



消防署員と一緒に看板を取り替えるクラブ員たち

# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 児童防火ポスターで火災予防！

### 中和広域消防組合消防本部

当消防本部では、秋季火災予防運動の一環として、子供たちをはじめ地域住民の方々に防火意識の高揚を図ることを目的に、管内の小学校4年生を対象として防火ポスターを募集しました。

610点の応募があり、児童防火ポスター審査会を当消防組管内教育委員会（審査員）の協力のもと行った結果、最優秀賞1名、優秀賞3名、署長賞4名、ユニーク賞5名が決定しました。

応募全品は、秋季火災予防運動週間中、所轄消防署管内の一般市民に広く公開できる場所へ展示し、火災予防啓発を行います。



610点の応募作品から選ばれた最優秀賞作品

## 機能別消防団発足1周年記念コンサート

### 和歌山市消防局

平成25年10月2日、当消防局の消防音楽隊が、JR和歌山駅前の「わかちか広場」で機能別消防団発足1周年を記念するコンサートを開催。ドラえもんやトトロ、美空ひばりなどの楽曲を演奏しました。

昨年入隊した機能別消防団制度に基づく防火広報団員26名（内8名はカラーガード兼務）及び消防吏員12名からなる音楽隊は、週1回の訓練を積み重ね、火災予防運動や各種記念大会等、今年度17回の派遣演奏を予定しています。今後は3人の団員を加え41名編成となり、厚みを増した演奏にさらに磨きをかけます。



カラーガード 一舞旗（いぶき）の演技も

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

## 警防科(第93期)

消防大学校では、平成25年6月12日から7月31日までの50日間にわたり、全国の消防本部等から選抜された警防業務の指導的立場にある消防職員60名が入校し警防科(第93期)を実施しました。

本教育訓練は、「警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる」ことを目的とし実施しました。

座学では、最新の消防行政の動向に関する講義のほか、火災現場指揮、安全管理、特殊災害対策、医療機関との連携、教育技法等、警防業務の指導者として必要な知識の習得に努めました。

実科においては、小隊長、中隊長、大隊長、それぞれの立場での指揮訓練、特殊災害対応訓練(BC災害対応)、危険予知訓練、多数傷病者対応訓練等を実施し、広く警防活動における基本技術等を学びました。

また、入校中に習得した知識技術の集大成として学生企画総合訓練を実施し、訓練の企画から実施、検証、報告までの技法を学びました。

さらに、火災件数の減少と熟練職員の大量退職に伴う経験の浅い若年職員の増加や火災性状等の認識不足による受傷事故を減少させるため、本年度から「実火災体験型訓練」を本格的に導入しました。

一方、今期から「課題研究」を取り入れ、付与した5つのテーマについて各班で熱心に討議し、代表者が発表することで各消防本部等が直面している課題について多くの意見が交わされました。

今回の研修を受講して、学生からは「指揮隊に関する授業が多く大変参考になりました。学んだことを所属に持ち帰り、指揮隊の設置に役立てたい。」「安全管理理論の知識向上を図ることが出来た。多くの種を集めることが出来た。」「全国の大小様々な消防本部の実情を生々の声で見聞きし、理解を深めることで地域の実情に合わせて自己の所属でできることに気付くことができた。」などの感想が得られました。

今後は、消防大学校で習得した幅広い知識と磨きを

かけた技術に加え全国の仲間から得た情報を活かして、今後さらなる活躍がなされることが期待されます。



指揮訓練



講義風景



安全管理(危険予知訓練)

## 危機管理・防災教育科 トップマネジメント コース(第15回)

トップマネジメントコースは、地方公共団体の首長等を対象として大規模災害発生時における対応能力を習得することを目的に実施しています。当講習会は平成17年から行っており、今回で15回目となりました。

今年度は、7月23日にホテルグランドヒル市ヶ谷（東京都新宿区）において、市町長をはじめとする地方公共団体における危機管理の責任的立場にある者110名の受講の下、開催しました。

本コースは3部構成により行いました。第1部は、東京経済大学の吉井博明教授による「自然災害に対する危機管理～初動対応の成功要件と災害情報～」と題する講義を行いました。本講義では、災害時の情報のコントロール及び災害情報の処理を通してリーダーシップをいかに発揮するかを過去の多数の災害を例に教授いただきました。

第2部は、Blog防災・危機管理トレーニング主宰の日野宗門先生による危機管理演習「状況予測型の図上訓練」

を実施しました。本演習では、震度6強程度の地震が発生したとの想定を付与し、地震発生直後から6時間程度までの初動対応について検討及び整理をしました。

さらに、第3部では、平成23年3月の東日本大震災の被災地となった岩手県陸前高田市の戸羽太市長を講師に迎え、「陸前高田の被災状況と今、そして復興へ」と題して大規模地震による被災経験を基に首長としての対応及び役割等について熱く語っていただきました。

すべての講義・演習においても受講者は熱心にメモをとりながら聴き入っていました。受講者からは、「災害発生時の初動の心構え、留意点について認識を得ることができた。」、「予測、想定的重要性を理解、認識した。」、「被災地の現状や課題について理解が深まった。」等の感想が多く寄せられました。

今後、本コース受講者が、その役割を認識しつつリーダーシップを発揮され、各地方公共団体における危機管理体制の一層の充実強化が期待されます。





# 消防大学校だより



## 平成26年度 消防大学校教育訓練計画について

消防大学校では、消防行政の実態に即応した教育内容等の見直しを逐次行い、教育の充実強化に努めています。平成26年度の教育訓練計画についても、最近の消防業務の実状を踏まえ、教育訓練内容の更なる充実等を図るため、次のとおり見直しを行っております。

### 1 救急科の教育内容の見直し

消防庁救急企画室において、指導的立場の救命士の教育について検討（「救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会」等）されており、その検討結果を可能な限り反映した教育内容への見直しを行います。

### 2 教育訓練人員（定員）の拡充

#### 違反是正特別講習定員の拡充

平成25年度に新たに設けた「違反処理是正特別講習」について、火災予防行政を取り巻く状況の変化に対応し、予防行政（業務）の更なる強化・徹底を期するために、定員枠を18名拡充します。＜定員 78名→96名＞

### 3 教育訓練の実施時期の変更

#### (1) 指揮隊長コース、航空隊長コース

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上及び航空部隊の連携活動能力の向上のためには、受講対象となる職員に対して、早期の教育訓練が不可欠であるため、年度前期に集中して、それぞれ2回実施します。

#### (2) 危機管理・国民保護コース

地方公共団体から受講対象となる職員に対して、早期の教育訓練が不可欠であるため、また、年度初めに開催して欲しい旨の要望等も踏まえ、年度前半に実施します。

このほか、消防大学校では、授業科目充実の基礎資料とするために各学科・コース修了時に学生に対しアンケートを実施しており、アンケート結果等を参考にしつつ、教育効果の一層の向上に資する教育訓練内容とすべく、適宜、見直しを行っております。



対応能力訓練システムを活用した大規模災害時におけるシミュレーション訓練



学生による課題研究発表

#### 問い合わせ先

消防庁消防大学校 教務部  
TEL: 0422-46-1712

## 平成26年度消防大学校教育訓練計画

区分	学科等の名称	目的	期数 回数	定員 (名)	入寮期間 (平成26年4月～ 平成27年3月)	教育 日数 (日)	入寮 日数 (日)
総合教育	幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。	37	72	6/9～7/24	32	46
			38	66	8/28～10/16	32	50
			39	84	10/20～12/5	32	47
			40	84	1/13～2/27	32	46
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	78	48	1/19～2/4	12	17
	新任消防長・学校長科	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	16	60	4/14～4/24	9	11
			17	60	5/13～5/23	9	11
消防団長科	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	65	36	8/25～8/29	5	5	
		66	36	12/8～12/12	5	5	
専科教育	警防科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	95	60	6/11～7/30	34	50
			96	60	10/21～12/10	34	51
	救助科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	69	60	4/14～6/4	34	52
			70	60	8/25～10/15	34	52
	救急科	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる。	76	42	9/9～10/10	21	32
	予防科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	96	48	8/25～10/15	34	52
			97	48	1/14～3/4	34	50
	危険物科	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	9	36	6/24～7/24	21	31
	火災調査科	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	27	48	6/11～7/30	34	50
			28	48	10/21～12/10	34	51
新任教官科	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	8	84	3/5～3/17	9	13	
実務講習	緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コース	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	11	48	4/17～4/25	7	9
			12	48	5/15～5/23	7	9
	緊急消防援助隊教育科 高度・特別高度救助コース	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	4	66	2/12～2/25	10	14
			緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。	4	66	3/4～3/17	10
	緊急消防援助隊教育科 NBCコース	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。	4	66	3/4～3/17	10	14
			航空隊長コース	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	13	42	4/14～4/25
	航空隊長コース	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	14	42	5/15～5/28	10	14
危機管理・防災教育科	トップマネジメントコース	地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させる。	16	100	*7月中旬予定	1	
	危機管理・国民保護コース	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	4	96	7/28～8/1	5	5
	自主防災組織育成コース	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	10	60	5/28～6/3	5	7
違反是正特別講習	査察、違反処理は正業務に携わる者に対し、予防行政（業務）の強化・徹底を期するために特別講習を実施する。	2	96	12/15～12/19	5	5	

\*：施設外で実施する学科等の実施予定時期



## 最近の報道発表について (平成25年9月26日～10月25日)

### <総務課>

25.10.12	<u>第21回危険業務従事者叙勲 (消防関係)</u>	第21回危険業務従事者叙勲 (消防関係) は、以下のとおりです。 瑞宝双光章 319名 瑞宝単光章 302名 計 621名
----------	-----------------------------	--

### <消防・救急課>

25.9.27	<u>双葉消防本部支援調整会議の設置</u>	双葉消防本部の管轄区域内の消防活動上の課題を継続的に把握するとともに、双葉消防本部への支援等について必要な検討・調整を行うため、「双葉消防本部支援調整会議」を設置しました。
---------	------------------------	--

### <救急企画室>

25.10.15	<u>平成25年度夏期 (6月～9月) の熱中症による救急搬送の状況 (総括)</u>	平成25年度夏期 (6月～9月) の熱中症による全国の救急搬送の状況 (確定値) を取りまとめましたので、その概要を公表しました。
----------	---	---

### <予防課>

25.10.18	<u>平成25年度消防設備関係功労者等に係る消防庁長官表彰式の開催</u>	表彰の対象は「消防設備保守関係功労者」、「消防機器開発普及功労者」及び「優良消防用設備等」であり、受賞者は以下のとおりです。 【消防設備保守関係功労者表彰】 25名 【消防機器開発普及功労者表彰】 25名 【優良消防用設備等表彰】 2件
25.10.18	<u>「有床診療所火災対策検討部会」の発足</u>	平成25年10月11日に発生した福岡県福岡市の診療所火災を踏まえ、有床診療所における火災対策の在り方について検討するため、消防庁が主催する「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「有床診療所火災対策検討部会」を発足することとしました。
25.10.4	<u>「屋外イベント会場等火災対策報告書」の公表</u>	消防庁では、平成25年8月15日 (木) に京都府福知山市において死者3名・負傷者56名が発生した福知山花火大会火災を踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を開催し、屋外イベント会場等における火災対策のあり方について検討を行ってきたところであり、この度、報告書が取りまとめられましたので公表いたしました。

### <防災課>

25.10.18	<u>「第19回全国女性消防団員活性化ぎふ大会」の開催</u>	全国的女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深めることにより、女性消防団員の活動をより一層、活性化させることを目的とした、全国女性消防団員活性化大会を岐阜県で開催しました。
25.10.10	<u>全国女性消防操法大会の開催</u>	女性消防団員及び自主防災組織の女性消防隊員の消防技術向上と士気の高揚を図り、もって地域における消防活動の充実を寄与することを目的として、日頃の訓練により培った消防操法技術を競い合う全国女性消防操法大会を横浜市で開催しました。

### <国民保護室>

25.10.18	<u>11月29日は緊急地震速報の訓練を行います -緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練-</u>	平成20年度より緊急地震速報の全国的な訓練を年2回行っています。毎年第2回目の訓練は、国の機関や地方公共団体のほか、民間企業や個人にも幅広く呼びかけて実施しており、今年度は平成25年11月29日 (金) に実施します。
----------	---	---

### <広域応援室>

25.9.26	<u>平成25年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施</u>	緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練は、大規模災害発生時における緊急消防援助隊の活動技術及び連携活動能力の向上を目的に、平成8年から全国を6ブロックに区分して実施しています。 訓練においては、事前に想定を公表しないブラインド訓練を採用するほか、自衛隊や警察、災害派遣医療チーム (DMAT) 等の関係機関に加えて、重機保有団体や災害救助犬団体等との連携訓練を実施するなど、より実践的な訓練を実施します。
---------	-----------------------------------	---



## 最近の通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予 第402号	平成25年10月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査(第2回)の結果について
消防予 第398号	平成25年10月11日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	病院・診療所等に係る防火対策の更なる徹底について
消防危 第177号	平成25年10月4日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	ガソリン携行缶を安全に取り扱うための留意事項について
消防予 第393号	平成25年10月4日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	屋外イベント会場等の火災対策に関する当面の対応について(通知)
消防災 第364号 消防危 第171号	平成25年10月3日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁国民保護・防災部防災課長 消防庁危険物保安室長	震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて

## 広報テーマ

11 月		12 月	
① 秋季全国火災予防運動	予防課 防災課  防災情報室	① 消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進	消防・救急課
② 婦人(女性)防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ		② セルフスタンドにおける安全な給油について	危険物保安室
③ 正しい119番通報要領の呼びかけ 《11月9日は「119番の日」》		③ 雪害に対する備え	防災課
		④ 地震発生時の出火防止	防災課
		⑤ ストープ火災の注意喚起	予防課



# 平成25年秋季全国火災予防運動

## 予防課

消防庁では、「消すまでは 心の警報 ONのまま」を平成25年度全国統一防火標語とし、平成25年11月9日から15日までの7日間にわたり、平成25年秋季全国火災予防運動を実施します。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として、「119番の日」である11月9日（一部地域を除く。）から毎年実施されているものです。この運動期間中には、各地で防災訓練や防火講演会、防火パレードといった様々な行事やイベントが開催されますので、防火に対する正しい知識や技能の習得のため、積極的に参加いただきますようお願いいたします。

また、住宅における出火防止のため、国民が特に留意すべき事項として、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を作成し、重点的に広報しています。

7つのポイントの1つにあげられている「寝たばこ」に関して、注意喚起広報を行う「たばこ火災防止キャンペーン」（一般社団法人日本たばこ協会主催）も、同期間において全国で一斉に実施されますので、火災予防に御協力ください。



「たばこ火災防止キャンペーン」ポスター

制作：一般財団法人日本防火・危機管理促進協会 後援：消防庁 全国消防長会

**消すまでは  
心の警報  
ONのまま**

備えよう！  
住宅用火災警報器

秋の  
全国火災予防運動  
11月9日～11月15日

有村 菜純

**豊かな街づくりに、  
役立つ宝くじ。**

宝くじの収益金は、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、いろいろなかたちで、みなさまの暮らしに役立てられています。

あなたに夢を。街に元気を。  
くわちゃん 宝くじ

日本宝くじ協会  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL: 03-5253-7523

平成25年秋季全国火災予防運動広報ポスター

### 「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

#### 問い合わせ先

消防庁予防課予防係 大槻  
TEL: 03-5253-7523



# 婦人（女性）防火クラブ活動の紹介と参加の呼びかけ

## 防災課

婦人（女性）防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に地域で活動している組織です。平成24年4月1日現在、全国各地で1万134団体、約152万人のクラブ員の皆さんが活動されています。

### 婦人（女性）防火クラブの活動

婦人（女性）防火クラブの主な活動の一つが火災予防の取組です。地域住民や児童・生徒などに対する火災予防知識や防災製品の普及啓発をはじめ、消火器取扱訓練などの実演を通して火災予防技術の向上に貢献しています。特に住宅用火災警報器の設置では、イベントを通じた呼びかけや、地域で住宅用火災警報器を共同購入するなど、積極的な設置促進活動が実施されています。

そのほか、地域の防災に関する取組においても幅広い活動が行われています。平常時は、地震時の家具転倒防止に関する知識の普及啓発、応急救護訓練の実施、消防団等と連携した地域の防災訓練への参加等が行われています。

また、災害時には、災害情報の収集、住民への迅速な伝達、避難誘導、避難所における炊き出し支援等が実施されており、家庭や地域の防災力向上に大きく貢献しています。東日本大震災においても、避難所における炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等の支援活動が各地のクラブにより行われました。

また、災害発生時の避難などの際に支援が必要となる災害時要援護者に配慮した地域づくりの一環として、災害時要援護者宅への日常の家庭訪問による防災点検や、災害時の避難誘導（そのための日頃からの訓練）なども

実施されています。こうした活動は地域コミュニティの活性化にもつながり、婦人（女性）防火クラブの皆さんの知識やネットワークを活かした災害時要援護者への支援活動に対する期待はますます高まっています。

### 連携によるメリット

婦人（女性）防火クラブの活動は、他のクラブ・組織との連携や情報交換により一層の充実が期待できます。

現在、42道府県で婦人（女性）防火クラブの連絡協議会が設立されており、クラブ間の意見交換や合同研修など交流が行われています。また、同様に地域防災を担う消防団や自主防災組織、民生委員や社会福祉団体などの地域の関係機関・団体との連携を深めることも重要です。合同での防火・防災訓練や意見交換の場を持つなど、日頃から顔の見える関係づくりを行うことで、災害時にスムーズな協力体制の構築が期待できます。

### 活動の活性化に向けて

婦人（女性）防火クラブは地域の防火・防災を担う重要な役割を担っていますが、クラブ員は近年減少傾向にあり、その活性化が求められています。火災や災害といった緊急時に、地域に根差した女性の方々の災害対応活動が非常に大きな力となります。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という信念と連帯意識の下、火災や災害に強い安心・安全なまちづくりのため、より多くの方々に婦人（女性）防火クラブ活動に積極的に参加していただきたいと思えます。



住宅用火災警報器設置促進の街頭PR  
(写真提供：栃木県足利市婦人防火クラブ連絡協議会)



東日本大震災に伴う救援物資の仕分けボランティア  
(写真提供：栃木県足利市婦人防火クラブ連絡協議会)

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災係 松澤、中村  
TEL: 03-5253-7525



# 11月9日は「119番の日」 正しい119番緊急通報要領の呼びかけ

～迅速・確実な消防活動のために～

**防災情報室**

## 11月9日は「119番の日」

消防庁では、消防に対する正しい理解と認識を深めるとともに、防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年より11月9日を「119番の日」としています。

住民からの的確な119番通報は、国民の生命財産を守る消防活動の迅速さ、確実性につながります。

119番通報時の留意点をまとめましたのでご活用下さい。



## How to 119番通報

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動の始動のために119番通報は重要なものです。

119番通報の受信は管轄する消防本部の指令室や消防署所の通信室で行っています。年間の119番通報件数は全国で847万件（平成24年中）にのぼっており、統計的にみると3.7秒に1回、15人に1人が119番通報をしていることとなります。いつ、通報する場面に遭遇するか分かりませんので、いざという時のために、119番通報にあたっての留意事項を紹介します。

### ①一般的な留意事項

119番通報の際、消防本部等の指令管制員から「**火事ですか？救急ですか？**」と聞かれます。また、次のような情報をお尋ねしますので、落ち着いて対応をお願いします。

#### <火災の場合>

- ・住所（近くの目標物・何階か？）
- ・何が燃えているか？
- ・逃げ遅れはないか？
- ・通報者の氏名・電話番号

#### <救急の場合>

- ・住所（近くの目標物・何階か？）
- ・誰がどうしたのか？
- ・通報者の氏名・電話番号

#### <事故の場合>

- ・住所（近くの目標物等）
- ・どういう事故か？
- ・怪我人（閉じこめられている人）はいるか？
- ・通報者の氏名・電話番号

なお、適切な病院搬送を行うため、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などをお尋ねする場合があります。また、傷病者への気道確保や胸骨圧迫（心臓マッサージ）などの応急手当をお願いする事があります。

### ②携帯電話からの通報にかかる注意点

近年の携帯電話の普及に伴い、携帯電話による119番通報は、通報総数の約4割を占めています。平成19年

4月より、携帯電話からの119番通報時に、通報者の位置情報が消防本部に通知されるシステムの運用が始まりました。平成25年4月1日現在、574消防本部でこのシステムが導入されていますが、迅速かつ的確な消防業務を行うため、次の2点のご協力をお願いします。

#### 《通報場所の住所の確認》

分からない場合は、近くの人に聞く、道路の看板、電柱等で確認するなどの手段があります。

#### 《通報後も携帯電話、PHSの電源は入れたままで》

確認のため、消防本部から折り返し電話をかけることがあります。

### ③IP電話からの通報にかかる注意点

加入者番号が「050」から始まる電話番号は、119番通報できないものがありますので、自宅のIP電話が緊急通報に対応しているか、契約しているIP電話事業者を確認してください。対応していない場合は、携帯電話から119番通報するか、お住まいの地域を管轄している消防本部の電話番号を控えておけば、いざという時に慌てずに通報できます。

### ④音声以外の119番通報

電話による音声通報以外の119番緊急通報手段として、FAXやインターネット（Eメール）による119番通報を受け付けている消防本部もあります。通報の方法は、消防本部により異なりますので、管轄する消防本部にお問い合わせください。

## 119番通報の訓練をしよう！



火災や救急の必要な場面に遭遇したときには、落ち着いて119番通報することが大切ですが、いざというときに、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。このため、消防本部では地域の消防訓練などにあわせて、119番の通報訓練を受け付けています。事前に通報訓練を行うことを連絡した上で、実際に119番通報を体験できるものです。通報訓練を体験しておけば、実際の通報時には大変有効と考えられますので、ご希望の場合にはお近くの消防署へご相談ください。



#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室 松崎、鈴木  
TEL: 03-5253-7526



# 「救急の日2013」の開催

## 救急企画室

### 1. はじめに

「救急の日」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年の救急医療週間は、9月8日（日）から14日（土）までであり、全国各地で様々な行事等が催されました。消防庁では、厚生労働省・一般社団法人日本救急医学会・一般財団法人日本救急医療財団と共催し、お台場「ダイバーシティ東京プラザ」において、「救急の日2013」のイベントを開催しました。

また、9月9日（月）には、平成25年度救急功労者表彰式をとり行い、東京都千代田区大手町のK K R ホテル東京において、救急業務の推進に貢献し、もって国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった方々を表彰いたしました。

### 2. 「救急の日2013」のイベント

メインステージでは東京消防庁救急隊により、「成人男性が突然心肺機能停止状態になった。」との想定のもとに訓練が展開されました。指令員の口頭指導によりバイスタンダーがC P RとA E Dを実施し、救急隊到着後は救急救命士が実際の救急現場で行う器具気道確保や薬剤投与といった、救急救命処置のデモンストレーションが臨場感一杯に実施されました。救急救命処置の必要性や市民が行う一次救命処置の重要性も説明され、多くの方々が足を止めて見学してくださいました。

特別アトラクションでは、タレントの佐藤弘道さんを迎え、熱中症や家庭内事故の対処法などのトークで会場を沸かせ、その後心肺蘇生法を実演していただき、応急手当の重要性についてアピールしていただきました。

その他、日本赤十字社応急手当指導員による来場者対象の応急手当指導、一般社団法人日本救急医学会による心肺蘇生法の講習と子供向け実習指導、災害派遣医療チーム（DMAT）の実演訓練などのイベントが催されました。

救急車・ポンプ車・水陸両用車の展示や起震車の体験搭乗が行われ、日頃見る機会の少ない車両を前に、皆さん真剣な眼差しでご覧になっておられました。

また、消防庁のマスコットキャラクターの「消太」をはじめ、東京消防庁の「キュータ」、札幌市消防局の「リスキュー」、ご当地ゆるキャラの「ぐんまちゃん」も登場し、リーフレットを配布、大人から子供まで記念撮

影や握手をお願いされるなど大人気でした。

### 3. 平成25年度救急功労者表彰式

今年は、9月9日（月）に東京都千代田区大手町のK K R ホテル東京11階「白鳥の間」において、大江秀敏全国消防長会会長、山本保博一般財団法人救急振興財団会長の御臨席の下、総務大臣表彰（16名）及び消防庁長官表彰（16名）が行われ、それぞれ新藤総務大臣、大石消防庁長官から表彰状と記念品が授与されました。また、受賞者を代表して大阪府の杉本侃氏が謝辞を述べられました。

救急功労者表彰では、永年にわたり救急隊員の教育・指導や救急患者の積極的な受入れなどを通じ、各地域の救急医療を支えてこられた方々や、後進の救急隊員の指導や一般市民への応急手当の普及啓発などを通じ、各地域の救急体制の構築に貢献された方々が表彰されております。

### 平成25年度救急功労者表彰受賞者名簿

#### 総務大臣表彰（個人）〈16名〉

あかま 赤間	よういち 洋一	61歳	社会医療法人将道会総合南東北病院 副院長 兼 救急センター所長 宮城県
あさり 浅利	やすし 靖	52歳	国立大学法人弘前大学大学院医学 研究科救急・災害医学講座 教授 青森県
いわさ 岩佐	としあき 敏秋	67歳	医療法人イワサ小児科 院長 三重県
おぐら 小倉	しんじ 真治	54歳	岐阜大学大学院医学研究科救急・ 災害医学分野 教授 岐阜大学医学部附属病院 高次救 命治療センター長 岐阜県
かきぬま 柿沼	けんいち 健一	55歳	独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院 副院長 新潟県
くき 久木田	いちろう 一朗	58歳	国立大学法人琉球大学医学部附属 病院 副病院長 沖縄県
しのはら 篠原	かずあき 一彰	50歳	一般財団法人太田総合病院付属太 田西ノ内病院 救命救急センター 所長 福島県
すぎもと 杉本	つよし 侃	81歳	医療法人緑風会病院 理事長 大阪府
ふけ 福家	のぶお 伸夫	61歳	帝京大学ちば総合医療センター 救急集中治療センター長 千葉県
まきもと 蔭本	やすし 恭	69歳	医療法人保善会田上病院 理事長 長崎県



高規格救急自動車の展示



子供向け実習指導



水陸両用車とガンダムのコラボレーション



式辞を読み上げる新藤総務大臣



表彰状を読み上げる新藤総務大臣

まつだ 松田	けんいち 兼一	55歳	山梨大学医学部救急集中治療医学講座 教授	山梨県
みなみ 南	しんじ 眞司	64歳	南砺市民病院 院長	富山県
むらかわ 村川	たけあき 徳昭	64歳	大館市立総合病院 副院長	秋田県
やすだ 安田	あき 貢	50歳	独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター 救命救急センター 部長	茨城県
やまもと 山本	いそし 五十年	63歳	東海大学医学部医学科 特任准教授	神奈川県
よこた 横田	ひろゆき 裕行	58歳	日本医科大学付属病院副院長 同付属病院高度救命救急センター 部長 日本医科大学大学院医学研究科外科系救急医学分野教授 日本医科大学救急医学教室主任教授	東京都

さとう 佐藤	せいき 誠貴	60歳	学科 准教授	東京都
たにがき 谷垣	まさや 昌也	54歳	元弘前地区消防事務組合消防本部 総務課参事	青森県
なかの 中野	りゅうしん 隆信	59歳	京都中部広域消防組合消防本部 園部消防署警防課長	京都府
はまにし 濱西	まさよし 正吉	58歳	富山市消防局 参事事務取扱 大山消防署長	富山県
ひじおか 脇岡	のぶひろ 信寛	53歳	豊中市消防本部 参事 兼 救命課長	大阪府
ふかや 深谷	としみ 利美	58歳	福岡市消防局 西消防署 警備課 元岡出張所 所長	福岡県
めつぎ 目次	まさあき 昌章	54歳	前橋市消防局 北消防署 副署長	群馬県
よしだ 吉田	としふみ 俊文	58歳	松江市消防本部 松江市北消防署 東部分署 分署長	島根県
よしだ 吉富	かずお 一夫	59歳	上市市消防本部 消防長	山形県
			長門市消防本部 警防課長	山口県

**消防庁長官表彰（個人）〈16名〉**

あかざわ 赤澤	せいじ 精二	59歳	大和市消防本部 参事 兼 救命救命課 課長	神奈川県
あさだ 麻田	がいさく 外作	52歳	白山野々市広域消防本部 消防課 参事 兼 救急係長	石川県
いとう 伊藤	あきお 昭夫	59歳	恵庭市消防本部 恵庭市消防署南出張所 所長	北海道
かねこ 金子	ひろし 浩	62歳	元別府市消防本部 次長 兼 署長	大分県
きただて 北館	よしひろ 善裕	59歳	大崎地域広域行政事務組合消防本部 消防長	宮城県
こんの 金野	ただし 忠志	59歳	一関市消防本部 消防次長 兼 総務課長	岩手県
さいとう 齊藤	えいち 英一	60歳	国土館大学体育学部スポーツ医科	

**4. おわりに**

今後も消防庁では、都道府県や市町村、厚生労働省などの関係機関と連携し、救急業務の実態についての正確な情報提供に努め、国民の皆様々に救急業務についての正しい理解を深めていただくとともに、救急需要対策の一環として「救急車の適正利用」について、各種広報媒体を有効に活用するなど、救急業務の普及啓発活動等を積極的に展開していきたく思います。

**問合わせ先**

消防庁救急企画室 上西、中村  
TEL: 03-5253-7529



# 危険物安全週間推進標語の募集

## 危険物保安室

消防庁では、都道府県、市町村、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会と共催で、危険物を取り扱う関係事業所を始め、広く国民のみなさまに対して危険物の保安の確保を呼びかけるため、毎年6月の第2週（平成26年度の予定は6月8日（日）から6月14日（土）まで）を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

今般、「危険物安全週間」において、広くポスター等に用いられる「危険物安全週間推進標語」を募集しますので、奮って応募していただきますようお願いいたします。

なお、平成26年度のポスターモデルは、プロゴルファーの森田理香子選手を予定しております。



平成26年度ポスターモデル  
森田理香子選手

応募方法	応募方法は、以下の消防庁又は一般財団法人全国危険物安全協会のホームページに掲載されている募集案内をご覧ください。 ・消防庁ホームページ <a href="http://www.fdma.go.jp/info/2013/201301001-1.pdf">http://www.fdma.go.jp/info/2013/201301001-1.pdf</a> ・一般財団法人全国危険物安全協会ホームページ <a href="http://www.zenkikyo.or.jp/">http://www.zenkikyo.or.jp/</a>
応募資格	どなたでも応募できます。
締切	<b>平成25年12月10日（火）</b> ※インターネットの場合 17:00まで ※はがきの場合 当日必着
選考方法	関係行政機関・学識経験者等による標語審査委員会の厳正な審査によって行います。
賞	<b>最優秀作 1点</b> 消防庁長官賞と副賞（20万円） <b>優秀作 1点</b> 全国危険物安全協会理事長賞と副賞（10万円） <b>優良作 10点</b> 記念品 ※副賞と記念品は危険物安全週間推進協議会からお渡しします。 ※入選された場合はご本人に通知するとともに、消防庁及び一般財団法人全国危険物安全協会のホームページや関係新聞・広報誌等に作品とお名前及びお住まいの都道府県・市区町村名を発表いたします。 ※入選作品の著作権は主催者に帰属するものとします。
あて先	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館5階 一般財団法人 全国危険物安全協会内 危険物安全週間推進協議会事務局 電話：03（3597）8393 URL： <a href="http://www.zenkikyo.or.jp/">http://www.zenkikyo.or.jp/</a>

### 過去5年の最優秀作品推進標語（ポスターモデル）【敬称略】

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| ・平成21年度 安全は意識と知識と心掛け     | （卓球選手 福原愛）    |
| ・平成22年度 危険物事故は瞬間 無事故は習慣  | （気象予報士 根本美緒）  |
| ・平成23年度 危険物無事故のゴールは譲れない！ | （サッカー選手 川島永嗣） |
| ・平成24年度 危険物めざせ完封 ゼロ災害    | （野球選手 田中将大）   |
| ・平成25年度 あなたこそ無事故を担う司令塔   | （サッカー選手 宮間あや） |

### 問い合わせ先

消防庁危険物保安室  
佐藤係長、貫井事務官  
TEL: 03-5253-7524（直通）



## 危険物事故防止対策論文の募集

### 危険物保安室

消防庁では、安全で快適な社会づくりに向けて危険物に係る事故防止の推進に役立てることを目的に、危険物保安技術協会と共催で危険物事故防止対策論文を募集しています。

#### 【募集内容】

危険物に係る事故防止に関する次のような論文

- 事故防止及び安全対策に係わる提言、アイデア、経験等に関するもの
- 職場等における事故防止対策、安全活動等の自主的な取組に関するもの
- 実際に経験した事故等において、実施した対応を踏まえ、事故の拡大防止について考察したもの
- 事故防止の観点からとらえた危険物の貯蔵・取扱い上のノウハウの整理・分析事例及び教育（伝達）事例について
- 危険物施設において発生した、事故の原因調査及び事例の分析又は教訓とした事故の発生防止対策及び被害の拡大防止対策に関するもの
- 設備、機器等の検査技術に関する安全対策
- 事故に関する危険を取り除くための防止対策及び対応策に関するもの
- 危険物施設等の危険性を抽出し、評価する手法の活用例
- 危険物、少量危険物及び指定可燃物の貯蔵、取扱い及び輸送における安全対策について
- 事故の防止対策及び対応策に関する科学技術の基礎及び応用に関するもの
- その他事故防止対策に関するもの



#### 【応募資格】

どなたでも応募できます。

#### 【応募締切】

平成26年1月31日（金）必着

#### 【選考方法】

学識経験者、関係行政機関の職員等による審査委員会において、厳正な審査を行います。

#### 【応募方法】

応募方法は、以下の消防庁ホームページ又は危険物保安技術協会ホームページをご覧ください。

- ・ 消防庁ホームページ  
<http://www.fdma.go.jp/info/2013/201301001-2.pdf>
- ・ 危険物保安技術協会ホームページ  
[http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/paper/ronbun\\_25\\_10\\_1.pdf](http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/paper/ronbun_25_10_1.pdf)

#### 【賞】

##### 消防庁長官賞

賞状及び副賞（20万円）＜2編以内＞

##### 危険物保安技術協会理事長賞

賞状及び副賞（10万円）＜2編以内＞

##### 奨励賞

賞状及び副賞（2万円）＜若干名＞

（副賞は危険物保安技術協会提供）

※受賞された方は御本人に連絡するとともに、消防庁と危険物保安技術協会のホームページに受賞者の所属、氏名及び論文タイトル、危険物保安技術協会の機関誌及びホームページに所属、氏名及び受賞論文を発表します。

#### 【論文提出先】

〒105-0001  
 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号  
 ヒューリック神谷町ビル  
 危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター  
 電話：03（3436）2356  
 FAX：03（3436）2251  
 URL：http://www.khk-syoubou.or.jp

#### 問い合わせ先

消防庁危険物保安室 佐藤係長、貫井事務官  
 TEL: 03-5253-7524（直通）



# 第17回消防防災研究講演会

大規模・特殊災害時における現場対応と消防科学技術の役割  
～今後の首都直下・南海トラフ地震への対応について～

## 消防研究センター

**[主催]** 消防庁 消防研究センター

**[日時]** 平成26年1月31日（金）10：00～17：20  
（予定）

**[会場]** 消防研究センター 本館3階 大会議室  
（東京都調布市深大寺東町4-35-3）

**[定員]** 200名程度

**[参加費]** 無料

### **[参加申し込み期間]**

平成25年12月16日（月）正午～平成26年1月10日（金）

※上記期間内に電子メールにて受け付けます。

定員になり次第、締め切らせていただきます。先着順

での受け付けとなりますが、短期間に定員を大幅に超えるお申し込みがあった場合、個別に参加人数の調整をお願いすることがあります。ご参加の可否につきましては、お申し込み後1週間以内に返信いたします。

\*後日、プログラムの内容・参加申し込み方法などの詳細を消防研究センターのホームページに掲載いたしますので、下記URLにて必ずご確認ください。

### 消防研究センターホームページ

<http://nrifd.fdma.go.jp/>

### 問い合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室  
E-mail: [toiawase2013@fri.go.jp](mailto:toiawase2013@fri.go.jp)（問合せ専用）  
TEL: 0422-44-8331（代表）

制作:一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会 後援:消防庁 全国消防長会



消すまでは  
心の警報  
ONのまま

秋の全国火災予防運動  
11月9日～11月15日

有村架純

豊かな街づくりに、  
役立つ宝くじ。

宝くじの収益金は、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、いろいろなかたちで、みなさまの暮らしに役立てられています。

 日本宝くじ協会  
財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。 <http://jia-lottery.or.jp/>



消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>